

○南富良野町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南富良野町内に転入した個人や世帯に対し、民間賃貸住宅の賃借に関する費用の一部を補助することにより、経済負担の軽減を図り、若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 継続して5年以上本町に居住する意思を有して新たに住民登録を行うことをいう。
- (2) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 町営住宅その他の公的住宅
 - イ 有償・無償を問わず、社宅、寮等事業主等から貸与されている住宅
 - ウ 家屋の一部を借り受けるなどの間借り住宅
 - エ 雇用関係にある企業または雇用関係にある企業の役員並びに雇用主の所有する住宅
 - オ 3親等内の親族が所有している住宅
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃貸借料（管理費、共益費、駐車場使用料その他住宅の賃借料と認められないものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日以降に転入した者のうち、第6条第1項に規定する交付申請時において満40歳未満である者。
 - (2) 転勤、就学その他一時的な居住ではないこと。
 - (3) 入居者が賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。
 - (4) 町内に他の住宅を所有または借用していないこと。
 - (5) 世帯員全員に町税等の滞納がないこと。
 - (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
 - (7) 南富良野町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年南富良野町条例14号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有していないこと。
 - (8) 入居者は、居住行政区の町内会に入会し、地域活動に協力すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下の者は対象外とする。
- (1) 国家公務員及び地方公務員
 - (2) 交付対象期間中、家賃の支払いに未納がある者

(補助率等)

第4条 月額の補助金の額は月額家賃の2分の1以内とし15,000円を限度とする。ただし、就業先等から家賃手当が支給されている場合は、月額家賃からその額を控除した後の額で算出する。

2 前項の限度額は、当該年度の申請者と同一世帯の転入者のうち配偶者及び満18歳以下(高校生以下)の子どもひとりにつき、5千円を加算するものとする。ただし、加算の上限額は1万円とする。

3 月額の補助金のうち、3分の1に相当する額は南富良野町商工会が発行する商品券にて支給する。ただし、千円未満の端数は現金による支給とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、交付申請日の属する月から賃貸住宅を退去した日の属する月までとし、連続する60か月を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、南富良野町移住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、次年度以降も継続して申請する場合は書類の添付を一部省略することができる。

(1) 住民票の写し

(2) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し(契約者、家賃の額及び支払の時期のわかるもの)

(3) 賃貸住宅の家賃の支払が完了したことを証明する書類の写し

(4) 誓約書(別記様式第2号)

(5) 住宅手当支給証明書(様式第3号)

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項の交付(不交付)決定者に対し、南富良野町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付(不交付)決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに南富良野町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金変更申請書(別記様式第5号)に、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、南富良野町定住促進民間住宅家賃補助金変更交付決定(却下)通知書(別記様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第9条 交付決定者は四半期毎に南富良野町定住促進民間賃貸住宅補助金交付請求書

(別記様式7号)に家賃の支払いを証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 交付方法は交付決定者が指定する口座への振込及び第4条第3項に規定する商品券は企画課窓口での交付とし、いずれも四半期毎に支給するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告及び調査等)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し補助金の交付に関する事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(決定の取消し及び返還)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部、又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。ただし、交付決定者からの申し出により、災害、疾病その他の自己の都合によらず、やむを得ない事由があると町長が認めるときは、この限りではない。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、南富良野町民間賃貸住宅家賃補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(別記様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めのもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。